

# 平成 26 年度 厚生労働省 主な税制改正要望

※項目の前に\*印を付している他省庁と共同要望をしている項目

## 医療関係

- **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続** [事業税]  
社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

- **医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続** [事業税]  
医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

<参考> 平成 25 年度税制改正大綱（平成 25 年 1 月 24 日 自由民主党・公明党）（抄）  
第三 検討事項（92 ページ）

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

- \* ○ **研究開発税制の上乗せ措置(高水準型・増加型)の拡充等** [所得税、法人税等]  
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、高水準型・増加型の税額控除の恒久化など、措置の拡充等を行う。

- **特定健診・保健指導等における医療費控除の対象の拡充** [所得税、個人住民税]  
特定健診・保健指導の対象者の負担を軽減し、実施率の向上等を図るため、特定健診・保健指導に係る自己負担額の医療費控除の対象を拡充する。  
また、がん検診の受診や予防接種を促し、受診率や接種率を向上させるため、がん検診等に係る自己負担額の医療費控除の対象を拡充する。

## ○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得る。

<参考> 平成25年度税制改正大綱（平成25年1月24日 自由民主党・公明党）（抄）

第三 検討事項（90 ページ）

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

## ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていることをはじめ、平成25年度以降の「健康日本21（第2次）」及び平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」でたばこに関する数値目標を初めて設定したこと等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

<参考>たばこに関する目標

- ・成人の喫煙率低下（19.5%（H22） → 12%（H34年度））
- ・未成年の喫煙をなくす（0%（H34年度））
- ・妊娠中の喫煙をなくす（0%（H26年））※当該項目は「健康日本21（第2次）」のみの目標
- ・受動喫煙の防止
  - i. 行政機関（16.9%（H20年）→0%（H34年度））
  - ii. 医療機関（13.3%（H20年）→0%（H34年度））
  - iii. 職場（64%（H23年）→受動喫煙の無い職場の実現（H32年））
  - iv. 家庭（10.7%（H22年）→3%（H34年度））
  - v. 飲食店（50.1%（H22年）→15%（H34年度））

## 子ども・子育て

### \* ○ 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

〔法人税、登録免許税、消費税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等への税制措置、地域子ども・子育て支援事業や給付の対象となる施設・事業者の利用料への税制措置など、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講じる。

### ○ 母子家庭自立支援給付金に係る非課税措置等の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

母子家庭自立支援給付金(母子家庭の母等が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費など)を非課税とする等の措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

### ○ 子育て支援に係る税制上の措置の検討

〔所得税、個人住民税〕

児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則第2条第1項の規定を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給及び年少扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

<参考>児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)(抄)

附則第2条第1項 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## 就労促進等

### ○ 雇用促進税制の延長等

〔所得税、法人税、法人住民税〕

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)の効果が引き続き発揮されるよう当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり40万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制の適用期限について、3年間延長する等の措置を講じる。

## ○ 仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等

〔所得税、法人税、法人住民税、個人住民税、事業税〕

企業が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却について、適用期限を1年間延長するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を拡充する。

また、時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を講じる。

## 年金

### \* ○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 〔法人税、法人住民税〕

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。

## 生活衛生関係

### ○ 交際費課税の見直し 〔法人税、法人住民税、事業税〕

交際費課税について、中小法人の交際費課税の特例(800万円まで全額損金算入可能)を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。

<参考> 所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)(抄)

附則第108条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一・二 略

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 略